社說

營業税の改正

新に租税を課する場合に納税者の間に多少の反對あるは到底免かるゝ能はざる所なれども營業税の如く全國到る所に攻撃の聲を聞くは税法に著しき闕點あるが爲めに外ならず或は其全廢を唱ふる者もあれども今日の財政事情に徴して租税の廢止は容易に口にす可らず我輩の所見を以てすれば現行の税法みそ種々の不都合あれども相當の改正を加ふれば今後有望の財源と爲すに難からざる可しと信ずるものなり抑も政府が營業税より收む可き金額は七百五十四萬九千圓にして我國に於ける商工業進歩の程度より云へば斯る税額の負擔に困難なる筈はあらざるに實際に今日の如き非常の反對を來したる其原因は要するに課税標準の選擇當を得ざるが爲なるは世人の明に認むる所にして此一點は政府と雖も辯解の辭なかる可し然らば如何なる方法に依て課税せば可なるやと云ふに試に我輩の所見を述べんに元來營業税の主旨は商工業家が營業に由て得る所の收入を算定し其資力如何に應じて相應の税を課するに在り課税標準は詰り納税者の收入を算定する方便に過ぎざれば納税者の收入にして明白なる場合には課税標準を設けて收入を推算するが如き手數を用ひず直接に收入に課税して差支なきものなり左れば會社組織の營業の如く其資本金額は勿論收入の高も容易に知り易きものは殊更に煩雜なる課税標準を用ふるの必要なきこと明白なれば爰に税法改正の一着手として營業税を分つて個人營業税と會社營業税の二種となし會社には其組織の如何を問はず凡て資本に對する純收益金總額の内より普通配當金を控除し殘額の幾分（例へば百分の十又は十五）を政府に徴收するとせば事最も簡單にして税金を徴收するに難からざる可し最近の調査に依るに我國諸會社の拂込資本金は總計四億五千萬圓にして之に對する純益金を假りに平均一割に當るとすれば其額は四千五百萬圓なり此内普通配當金を假りに五分と定めて即ち二千二百五十萬圓を引去り殘餘の二千二百五十萬圓の内政府に於て其百分の十を徴收するとせば收入は二百廿五萬圓に達す可し此は營業税の名を以て會社の資本收益に課税せんとする者にして今後會社事業の次第に盛大なるに隨ひ純益は次第に増加して收入の豐なるを得べし現行の税法にて會社は其業の種類に從ひ種々煩雜なる標準に依て課税せられ非常の迷惑を被むる者多きに拘らず政府の得る所は百萬圓以内に過ぎざる可しと云ふ他に簡略の徴收法あり乍ら之を差置き強ひて現行の如き不都合の方法を守るの理由はある可らず速に改正を加へて資本收益税と爲すみそ得策なる可し會社の營業税は此の如く改正する者として扨個人の營業税は如何す可きや現行の税法にて政府は個人より六百四十五萬圓餘の税金を徴收するの豫算なるよし方法にして宜しきを得れば別段の苦情なくして徴收するを得べし兎に角も個人の營業は會社の營業と異なり收入の實額を知ること容易ならざるが故に勢ひ課税標準を用ひて之を推算せざる可らず現行の税法にて資本金額賣上金額從業者建物賃貸價格等を課税標準に充てたる其主意は成る可く多數の標準を用ひて種々の營業に課税の公平を保つの考に出たるものならんなれども其實施の結果に就て見れば餘り多くの標準を選びたるが爲めに却て税法の煩雜を招きたるのみならず標準の選定も亦その宜しきを得ざりしが爲めに納税者が屆出を爲すに當て事實を枉ぐるの餘地あり又收税吏に於ても之を不當と認むれば勝手に推定するの餘地ありて標準は專ら當事者の解釋如何に依て自由に左右せらるゝが如き奇觀を呈したるみそ今日の如き紛議を招きたる原因なれば當局者は之に鑑み税法改正の方針として營業者の收入を表示するに最も適當にして成る可く簡略なる課税標準を選ぶは勿論其標準は一目瞭然當事者の間に爭議の原因とならざるものを採るみそ肝要なれ佛蘭西墺太利普魯西其他の諸國に於て營業税の滑に實施せらるゝ所以は全く此一點に依るものなり左れば我國に於ても個人の營業に課税するに就ては固く此原則を守り先づ營業の業體に從て營業者を類別し一類毎に其營業地區に於ける人口の多寡に應じて等級を定め其等級に準じて課税するみとゝせば營業の收入は營業地區の繁否盛衰に依て定まるを以て能く營業の收入を表示するを得るのみならず營業の分類にして當を得れば至極簡單の税法たるを失はざる可し或は或種の製造業の收入の如き單に營業地區のみならず器械の多少使用人の多寡等も之に影響する所ありとすれば事宜に依りては佛蘭西營業税法の例に倣ひ建物の賃貸價格をも一種の課税標準として當局者參考の資となすも可なり要するに税法の精神は其標準を明確ならしむるの一事に在りとして其方針に從て完全の法を制定するは當局者の責任にして我輩は只その大體を示すに止まるのみ蓋し營業税の徴收に就て納税者と收税吏との間に非常の紛議を釀したるは收税吏が殊更らに法文を曲解し又は過度に納税者に檢查推問を加へたる爲めもあらん又納税者が故意に脱税を計りたるもあらんなれども是等は事の末にして弊害の源たる税法の欠點にして改まらば營業税は自から今後の好財源たるを失はざる可し我輩が改正の必要を主張する所以なり

○仲裁々判の應諾

我政府は布哇政府より請求し來りたる仲裁々判を容諾す可きや否やに就き此程より頻に考究中なりしが當局者の方針は終に布哇の要求を容れて第三國の仲裁に依賴する事に略ぼ内定し目下仲裁々判の條件及び諸般の事項に就て調査中の由なれば右結了の上、一兩日中に大隈外務大臣より臨時閣議の請求を爲し正式に其事を決定するならんと云ふ

○仲裁國及び仲裁條件

別項の如く我政府に於て果して布哇の要求を容るゝ事とならば如何なる條件を以て何國に其仲裁を依賴す可きやと云ふに布哇政府は今日のとみろ別に自から仲裁國を指定せず唯前號の紙上にも記したるが如く同國を距ること遠くして多額の經費を要する國柄は餘り好ましからずと申出でたるのみにて布哇國政府の最も氣遣ふ所は單に經費の一點に外ならざれば公平なる第三國を選んで成る可く經費少なき仲裁の方法を取るに於ては同國政府は勿論我政府の選定したる所に同意を表するならん斯て我政府の意向を察するに素より未だ決定には至らざれども仲裁國として多分白耳義國を指定するならんか同國は日布兩國には勿論何れの國にも恩怨なき國柄にして且つ是迄外交上各種の仲裁を依賴され每に公平なる裁判を下したる先例も少なからざれば同國みそ最も今回の事件を託するに適當なる可けれと云ふ偖白耳義國に仲裁を依賴するとして其方法は如何にす可きやと云ふに仲裁の方法には種々あれども日布兩國より各同數の委員を選出して互に其理義を論爭せしむるが如きは手數繁雜にして多くの費用を要するが故に仲裁國の主權者に双方の關係書類を呈出し以て其判斷に一任するに若かずとの說あり前陳の如き布哇政府の意向に徴するも多分此說に決するならんと云ふ

仲裁國及び仲裁に關する條件に就ては追て閣議を經て布哇國に照會し同國の同意を得たる上茲に初めて仲裁の約成立するものなれども今後仲裁の條件に付き若しも兩國の意見一致せざるが如き事あらば談判は再び難局に陷る可し然れども目下の形勢に依れば布哇國は仲裁の條件に關して我要求を斥くるが如きみとなかる可しとなり

○將來の財源に就て

（某財政家の談話）

今後我國の財政を整理して歳出入の平衡を得んとならば租税の增徴か軍備の縮少か二者其一を斷ぜざる可らざるは世人の明に認むる所にして一點の疑ある可らず而して軍備の縮少は列國との關係上容易に之を口にす可らず國力の許す限りは豫定の擴張を實施するの必要ある可く且つ今後物價の騰貴に連れて軍備擴張に要する費用は勿論一般行政費も漸次に增加するとして其財源は如何す可きやと云ふに租税の增徴を除いて他に適當の手段なきが如し從來我國に於て主要の税源として重を置くは地租と酒税にして稍單一税の趣なきに非ず單一税の弊害とする所は税源の少なきが爲めに時に意外の收入不足を生じて他の收入を以て容易に補償する能はざるの一點にあれども我國の税法にて地租と云ひ酒税と云ひ收入確乎として遽かに減ずるが如き患なきのみならず酒税收入の如き社會生活の程度の上進するに從ひいよ〳〵增加するに至る可し現に本年度の豫算に酒税の收入は二千九百八十二萬圓餘の定額なれ共本年の造石高は豫定よりも五十萬石餘を增加したれば收入に於て四百萬圓内外の增加を見る可しと云ふに非ずや凡そ物產に課税するに當て最も注意す可きは課税の爲めに物價騰貴して其需要を減ずるの恐あるや否やの一點にして若し物價騰貴の爲めに物品の需要減ずるが如き事あれば產出額も亦減少して一割の税を課するも一割の收入を得る能はざるが如き不都合を來す可し一國の財源を破壞して結局豫定の收入を得る能はずとありては不生產の甚だしきものと云はざる可らず是れ物產税を課するに當て成る可く需要に彈力ある物品を選ぶ可しとの議論の生じたる所以にして此點より見て今後酒税を一石十圓内外に增加するも少しも不都合の起る可き譯なし地租の如きも近年米價の騰貴と共に地主に納税力の加はりたるは著明の事實なれば之を增徴するに差支ある可らず當分は我國も其弊の生ぜざる限りは單一税の主義を以て税法を制定するみそ時宜に適せるものと云ふ可けれ租税の負擔を公平ならしめん

との考より幾多の
を招きて其目的を
財政家中所得税法
と共に其累進率を
ものあり元來租税
にして所得税の如
ふ可く之を負擔す
む人々なれば之を
ある可らず西洋諸
公平を補はんが爲
我國に於て所得税
贊成を表し難き其
となるを以て現に
せられたるものに
きに非ざれども全
めて其所得を隱蔽
株券の配當官私の
所得に就て正當に
二十年税法の發布
脱税の盛に行はる
して改まらざる以
なきは勿論廉直の
からしむるの結果
は勉めて之を防が
る可ければ當分所
なかる可し英國が
しながら所得税の
減にて二百萬磅內
政上如何にも巧妙
英國人が所得税を
所得を隱蔽するの
國に之を望むは大
方針は大凡右の如
するは獨占事業よ
て斯る收益は別に
又其放下したる資
より生ずるものに
由なければ政府に
社會全體に分配す
税の便宜上適當の
始めとして日本銀
徴に相當の課税せ
速に之を實施する
邊の考あらば以て

○常宮、周宮

野發の汽車にて日
ばさるゝ由

○池田侍醫の

都に在りて日々の
咯血したる由にて
昨日出發して京都

○米布合併と

の合併成るも之が
らずと論じて日く
國の間に